

クリーンな飲食店づくり応援補助金 提出書類確認シート兼同意書

書類不備や、審査の際にお電話させていただくことがありますので、連絡先については、必ず、日中連絡がつく電話番号を記載してください。

※書類が不備なく、すべて揃ったものから審査を開始します。

※一定期間連絡が取れない場合は、書類を返却させていただきます。

※審査開始から、交付決定までは1か月程度かかります。

※申請内容把握のために、申請書類は、区に提出する前に写しをとり、保管をしてください。

1. 会社名・連絡先等

フリガナ	
法人名又は屋号・名称	
フリガナ	
担当者名	
TEL①(日中必ず連絡がつく番号)	
TEL②(同上)	
E-mail	

2. 提出書類について

↓提出前に不足書類がないかレ点でチェックしてください。

申請者 記入欄	必要書類	区記入欄	
		確認 ①	確認 ②
<input type="checkbox"/>	(1) 交付申請書(第1号様式の2)		
<input type="checkbox"/>	(2) 事業計画書(別紙2)		
<input type="checkbox"/>	(3) 事業の見積り及び内容が確認できる書類及び 見積先の生業が確認できる書類(HPの写しや過去の取引資料等)		
<input type="checkbox"/>	(4) 法人事業税及び法人都民税又は特別区民税・都民税の納税証明書 法人:法人事業税及び法人都民税の納税証明書(都税事務所発行) 個人事業(港区民):特別区民税・都民税の納税証明書(港区役所発行) 個人事業(港区民以外):特別区民税・都民税(事業所課税)の納税証明書 (港区役所発行) ※法人・個人ともに申請時点で取得できる最新の原本		
<input type="checkbox"/>	(5) 履歴事項全部証明書【原本】(発行から3か月以内)※法人の場合		
<input type="checkbox"/>	(6) 飲食店営業許可証の写し		
<input type="checkbox"/>	(7) 設備等導入前の状況が確認できるカラー写真(またはカラー印刷物) (整備予定箇所及び店内空間であることが分かる写真)		
<input type="checkbox"/>	(8) 提出書類確認シート兼同意書(本シート)※裏面含む		

次ページの同意書を確認いただき、レ点でチェックの上、署名をお願いします。

同意書

私は、クリーンな飲食店づくり応援補助金の交付申請に当たり、次の事項を遵守することに同意します。なお、同意した内容と事実について相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと、又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 港区立産業振興センターホームページ内の記載内容を確認し、申請内容・今後の手続きの流れ・注意事項等を理解し申請しています。
- 申請した同一の経費で、小規模事業者持続化補助金を含む、国・都道府県・区市町村（港区を含む）等から重複して助成金又は補助金の交付を受けておりません（過去に受けたことがある場合も含む）
- 事業の実施期間終了日（2/28）までに事業の終了、納品、支払い（クレジットカード等は口座引き落としまで完了）、実績報告書の提出までを完了します。また、これらが期間外になった場合には、補助対象外となることを了承します。
- 交付決定日以前の事業の開始（実施事業に関する発注・支払い等）は補助対象外となることを了承します。
- 補助金交付までに区外へ移転した場合は、補助金は交付されません。
- 補助金利用後に効果等の聞き取りを実施することがあります。その際に個人情報等（法人名又は名称、代表者名、住所、電話番号等）を港区立産業振興センター指定管理者に提供することに同意します。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等を営む事業者ではありません。
- 登記地がバーチャルオフィスではありません。
- みなし大企業ではありません。

代表者職	
代表者氏名	印

※交付申請書で使用する同じ印を押印してください。